

特定非営利活動法人きらめ輝山口 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人きらめ輝山口という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県山口市朝倉町5-1アールグレイC 棟101号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、山口県内における高齢者、障がい者及び子育て中の母親等に対して、メイク及びリラクゼーションケア等を通じたボランティアに関する事業を行い、対象者の心理的及び社会的な活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- ① 山口県内における高齢者、障がい者及び子育て中の母親等に対して、メイク及びリラクゼーションケア等を通じたボランティアに関する事業
- ② 社員向け勉強会並びに新規入会者向け指導事業
- ③ 専門家等を招聘した講演会事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長が

あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
(開催)

第 3 2 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)

第 3 3 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 3 4 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 3 5 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 3 6 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第 35 条第 2 項及び第 37 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 3 7 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により 予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に定める者のうち、山口市社会福祉協議会に譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、ホームページに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	岡部 尚子
副理事長	小田 敦子
同	中島智栄子
理事	尾崎 恵子
同	高橋 咲稀
同	山本 浩子
監事	國村栄次郎

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|-------------|-----------|
| (1) 正会員入会金 | 無 |
| 正会員会費 | 2千円（1年間分） |
| (2) 賛助会員入会金 | 無 |
| 賛助会員会費 | 3千円（1年間分） |

役員名簿

特定非営利活動法人きらめ輝山口

役職名	(ふりがな) 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	おかべ なおこ 岡部 尚子		無
副理事長	おだ あつこ 小田 敦子		無
〃	なかしま ちえこ 中島 智栄子		無
理事	おざき けいこ 尾崎 恵子		無
〃	なかはし さき 高橋 咲稀		無
〃	やまもと ひろこ 山本 浩子		無
監事	くにむらえいじろう 國村栄次郎		無

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

2 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

3 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣 旨

我が国においては、少子高齢化の進行、核家族化や地域社会における人間関係の希薄化等により、高齢者、障がい者、子育て中の母親など、社会的に配慮を要する人々が、孤立感や不安感を抱えやすい状況が見受けられる。特に、高齢者施設や障がい者施設においては、身体的な支援に加え、精神的な安定や社会参加の促進を図る取り組みが重要な課題となっている。

このような状況の中、平成29年4月1日に設立したメイクボランティア団体「きらめ輝山口」は、山口県内における高齢者、障がい者及び子育て中の母親等を対象として、メイク及びリラクゼーションケア等を通じたボランティア活動を行い、対象者の心理的及び社会的な活性化を図ることを目的に活動してきた団体である。具体的には、月一回から数回程度、高齢者施設や障がい者施設等に出向き、入居者等に対してメイク及びリラクゼーションケア等を通じた心身のケアに関する事業を実施し、その後参加者の皆さんと「笑いヨガ」をすることで、心身のリフレッシュや他者との交流の機会を提供してきた。

メイクには、外見を整える効果にとどまらず、自己肯定感の向上や前向きな気持ちを促し、ストレスの軽減、免疫力アップ、認知症予防効果があるとされている。また、高齢者にとっては、化粧をきっかけとして過去の良好な記憶を想起する、いわゆる回想法につながり、精神的な安定や意欲の向上に寄与することが期待される。これらの活動は、対象者のみならず、ボランティア参加者にとっても社会貢献意識の醸成や地域福祉への理解を深める機会となっている。

しかしながら、これらの活動を継続的かつ安定的に実施し、より多くの対象者に提供していくためには、組織体制の整備及び社会的信用の確保が不可欠である。このため、任意団体として行ってきた活動を発展させ、特定非営利活動法人として法人格を取得し、透明性の高い運営のもと、関係機関や地域社会と連携しながら事業を推進していくことが必要であると考えに至った。

本法人は、営利を目的とすることなく、メイク及びリラクゼーションケア等を通じた心身のケアに関する事業を実施し、誰もが安心して生き生きと暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。今後は、ボランティア活動の充実及び人材育成を図り、山口県内における福祉の向上及び地域の活性化に貢献していく所存である。

以上の趣旨に基づき、ここに特定非営利活動法人「きらめ輝山口」を設立したく、本設立趣意書を提出する。

2 申請に至るまでの経過

当団体の前身であるメイクボランティア団体きらめ輝山口は、平成29年4月 1日に、山口県内における高齢者、障害者、子育てママ等に対し、メイクやマッサージによって、心理的、社会的な活性化を目的とし、発足した。

以来、今日までの取り組んできた具体的活動内容は別紙のとおりである。

これらの活動を継続的かつ安定的に実施し、より多くの対象者に提供していくためには、組織体制の整備及び社会的信用の確保が不可欠である。このため、任意団体として行ってきた活動を発展させ、特定非営利活動法人として法人格を取得し、透明性の高い運営のもと、関係機関や地域社会と連携しながら事業を推進していくことが必要であると考えに至った。

令和8年 1月 11日

特定非営利活動法人きらめ輝山口

設立代表者 住所又は居所

氏 名 岡部 尚子

～きらめ輝山口-活動報告～

下記の通り報告します。

開催月日	行事名	開催場所	参加人数	内容
平成28年度(2016)				
2月26日	第1回メイクセラピー講座	クリナップ山口	5	研修会
3月21日	マザーベル訪問	マザーベル	4	メイクボランティア
3月26日	第2回メイクセラピー講座	クリナップ山口	6	研修会
平成29年度(2017)				
4月1日	メイクボランティア団体「きらめ輝山口」設立、facebookにて情報共有開始			
4月16日	第3回メイクセラピー講座	クリナップ山口	5	研修会
4月23日	第4回メイクセラピー講座	シャロームnaoco	3	研修会
4月25日	ハートフル宮野訪問	ハートフル宮野	6	メイクボランティア 参加者25人
5月21日	第5回メイクセラピー講座	クリナップ山口	5	研修会 修了証授与3名
6月12日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	2	メイクボランティア 施術者4名
6月14日		ライフ高砂	3	メイクボランティア 施術者16名
6月18日	第6回メイクセラピー講座	クリナップ山口	10	研修会
7月10日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	2	メイクボランティア 施術者7名
7月16日	第7回メイクセラピー講座・会員定例会	クリナップ山口	5	研修会・会員定例会
7月23日	グループホームおいでませ訪問	おいでませ	6	メイクボランティア 施術者14名
8月20日	第8回メイクセラピー講座・会員定例会	クリナップ山口	8	研修会・会員定例会
8月21日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	2	メイクボランティア 施術者4名
8月24日	平川サロン「ひなたぼっこ」訪問	ひなたぼっこ	3	メイクボランティア 施術者8名
9月6日	山口湯田温泉・共済苑訪問	共済苑	3	メイクボランティア 施術者10名
				笑いヨガ実施 参加者40人
10月22日	第9回メイクセラピー講座・会員定例会	シュルクラン山口	7	研修会・会員定例会
10月23日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	3	メイクボランティア 施術者2名
11月13日	第10回メイクセラピー講座・会員定例会	クリナップ山口	5	研修会・会員定例会
11月20日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	2	メイクボランティア 施術者4名
11月26日	デイサービス花咲美かざみ	花咲美かざみ	3	メイクボランティア 施術者12名
12月4日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	2	メイクボランティア 施術者6名
12月6日	山口秋穂 養護老人ホーム 秋楽園	秋楽園	3	メイクボランティア 施術者16名
				山口みかん姫withSHOWAライブ
12月17日	第11回メイクセラピー講座・会員定例会	クリナップ山口	9	研修会・会員定例会
	クリスマス会共催			
1月15日	山口市社会福祉協議会秋穂出張所訪問	秋穂出張所	2	メイクボランティア 施術者12名
1月21日	第12回メイクセラピー講座・会員定例会	シュルクラン山口	6	研修会・会員定例会
2月18日	第13回メイクセラピー講座・会員定例会	クリナップ山口	6	研修会・会員定例会
2月26日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	2	メイクボランティア 施術者4名
3月18日	第14回メイクセラピー講座・会員定例会	シュルクラン山口	6	研修会・会員定例会
3月22日	グループホーム徳地あいおい苑訪問	あいおい苑	5	メイクボランティア 施術者11名
平成30年度(2018)				
4月15日	第15回メイクセラピー講座・会員定例会	クリナップ山口	3	研修会・会員定例会
4月23日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	3	メイクボランティア 施術者4名
4月25日	赤い羽根募金 助成交付式	県社会福祉会館	1	
4月30日	第1回「きらめ輝山口」会員総会	いち膳	11	会員総会
5月20日	第16回メイクセラピー講座・会員定例会	クリナップ山口	7	研修会・会員定例会
6月17日	第17回メイクセラピー講座・会員定例会	クリナップ山口	8	研修会・会員定例会
6月29日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	4	メイクボランティア 施術者2名
7月3日	山口県立こころの医療センター	宇部市	3	メイクボランティア 施術者30名
7月15日	第18回メイクセラピー講座・会員定例会	クリナップ山口	6	研修会・会員定例会
7月30日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	2	メイクボランティア 施術者4名
8月4日	宇部立ち上げ ランチ決起会	咲良	11	研修会・会員定例会
8月19日	第19回メイクセラピー講座・会員定例会	シュルクラン山口	5	研修会・会員定例会

開催月日	行事名	開催場所	参加人数	内容
8月22日	大内デイサービス草花木	花咲美かざみ	4	メイクボランティア 施術者4名
8月27日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	4	メイクボランティア 施術者5名
9月17日	山口ゆめ花博イベント出展	山口ゆめ花博	5	ハンドマッサージ56人・開運メイク19人
9月19日	平川サロン「ひなたぼっこ」訪問	古層中原公会堂	7	メイクボランティア 施術者8名
9月24日	山口ゆめ花博イベント出展	山口ゆめ花博	5	ハンドマッサージ74人・開運メイク18人
10月1日	山口ゆめ花博イベント出展	山口ゆめ花博	7	ハンドマッサージ47人・開運メイク10人
10月21日	第20回メイクセラピー講座・会員定例会	シュルクラン山口	4	研修会・会員定例会
10月26日	山口ゆめ花博イベント出展	山口ゆめ花博	6	ハンドマッサージ47人・開運メイク9人
10月29日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	2	メイクボランティア 施術者4名
11月3日	山口ゆめ花博イベント出展	山口ゆめ花博	6	ハンドマッサージ101人・開運メイク10人
		山口ゆめ花博	計	ハンドマッサージ325人・開運メイク66人
11月18日	第21回メイクセラピー講座・会員定例会	シュルクラン山口	5	研修会・会員定例会
11月26日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	3	メイクボランティア 施術者4名
11月26日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	2	メイクボランティア 施術者2名
12月16日	第22回会員定例会・クリスマス会	クリナップ山口	10	研修会・会員定例会
12月26日	歳末助け合い運動募金	県社会福祉会館	1	赤い羽根募金会
1月20日	第23回メイクセラピー講座・会員定例会	シュルクラン山口	7	研修会・会員定例会
2月17日	第24回メイクセラピー講座・会員定例会	シュルクラン山口	3	研修会・会員定例会
2月19日	デイサービスゆうの里	ゆうの里	8	メイクボランティア 施術者7名
2月25日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	2	メイクボランティア 施術者4名
3月12日	山口市仁保 はるひ苑	はるひ苑	6	メイクボランティア 施術者8名
3月17日	メイクセラピー講座・会員定例会	クリナップ山口	3	研修会・会員定例会
平成31年度・令和元年度(2019)				
4月16日	グループホーム おいでませ	おいでませ	4	メイクボランティア 施術者6名
4月21日	令和元年度第2回会員総会	スタジオセンス	6	出席者6名
4月22日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	1	メイクボランティア 施術者4名
5月7日	デイサービスゆうの里 あったか館	同左	3	メイクボランティア 施術者6名
5月14日	デイサービスこぼ湯田訪問	同左	2	メイクボランティア 施術者8名
5月17日	美祢市 田代台病院訪問	同左	4	メイクボランティア 施術者4名
5月19日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	2	研修会・会員定例会
6月16日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	3	研修会・会員定例会
6月24日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	1	メイクボランティア 施術者5名
7月4日	宇部こころの医療センター	同左	2	ハンドマッサージ 10名
7月5日	交流サロンたま結び訪問	ゆとりたまがわ	2	メイクボランティア 施術者4名
7月8日	湯田グループホーム「あいおい苑」	あいおい苑	3	メイクボランティア 施術者8名
8月2日	交流サロンたま結び訪問	ゆとりたまがわ	2	メイクボランティア 施術者4名
8月4日	宇部三和ギャラリー	宇部三和	3	メイクボランティア 施術者4名
8月18日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	6	研修会・会員定例会
8月19日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	4	メイクボランティア 施術者8名
9月1日	NPO法人「支えてね트워크和の家」	同左	4	メイクボランティア 施術者8名
9月6日	交流サロンたま結び訪問	ゆとりたまがわ	2	メイクボランティア 施術者4名
9月15日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	2	研修会・会員定例会
10月20日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	3	研修会・会員定例会
10月28日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	4	メイクボランティア 施術者4名
11月1日	某病院 訪問	某病院	5	メイクボランティア 施術者8名
11月17日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	3	研修会・会員定例会
11月19日	山口市ボランティア連絡協議会交流会	山口県立大学	4	交流会
12月8日	山口県ボランティア交流大会	山口県立大学	3	交流会
12月15日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	2	研修会・会員定例会
12月23日	防府 あゆみの里訪問	あゆみの里	3	メイクボランティア 施術者2名
1月19日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	3	研修会・会員定例会
1月25日	山口大学教授 堤雅恵講演会	カリエンテ山口	9	堤雅恵講演会 24名出席

開催月日	行事名	開催場所	参加人数	内容
2月16日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	5	研修会・会員定例会
2月20日	グループホーム おいでませ	おいでませ	6	メイクボランティア 施術者8名
2月19日	大和証券福祉財団 ボランティア団体助成金		1	授与式/下関市 出席
3月1日	coop山口女性いきいき大賞 優秀賞 記事			朝日新聞掲載
令和2年度(2020)～コロナ禍				
7月19日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	5	NEWSNHK山口放送局取材
7月29日	NHK山口放送局 情報維新やまぐち放映			NEWS
9月20日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	4	研修会・会員定例会
10月7日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	2	メイクボランティア 施術者3名
10月18日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	3+1	研修会・会員定例会
11月15日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	3	研修会・会員定例会
11月17日	山口市ボランティア連絡協議会交流会	山口県立大学	3	交流会
12月2日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者2名
12月20日	クリスマス会	スタジオセンス	7	クリスマス会
1月17日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	4	研修会・会員定例会
2月3日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	3	メイクボランティア 施術者2名
2月21日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	2	研修会・会員定例会
3月18日	第15回女性いきいき大賞表彰式	ココランド宇部	2	表彰式参加
3月21日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	3	研修会・会員定例会
令和3年度(2021)～コロナ禍2年目				
4月7日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	3	メイクボランティア 施術者2名
4月18日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	6	研修会・会員定例会
5月16日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	5+1	研修会・会員定例会
6月20日	令和3年度総会	スタジオセンス		総会
7月18日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	5	研修会・会員定例会
8月4日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	2	メイクボランティア 施術者3名
10月6日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	3	メイクボランティア 施術者3名
10月17日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	4	研修会・会員定例会
11月9日	山口大内 いきいきサロン	いきいきサロン	1	笑いヨガ
11月16日	山口市ボランティア連絡協議会交流会	山口県保健会館	5	交流会
12月19日	クリスマス会	スタジオセンス	6	クリスマス会
12月21日	防府 夢のみずうみ村	夢のみずうみ村	3	メイクボランティア 施術者5名
12月22日	防府ディサービスセンターなんてん	防府 なんてん	1	笑いヨガ
1月12日	メイク女子会	宇部ひだまりねっ	1	メイクボランティア 施術者2名
2月13日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	7	研修会・会員定例会
3月2日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	2	メイクボランティア 施術者2名
3月14日	防府 夢のみずうみ村	夢のみずうみ村	3	メイクボランティア 施術者7名
令和4年度(2022)～コロナ禍3年目				
5月16日	山口きらめき財団助成金受賞式		1	岡部会長出席
5月11日	メイク女子会	宇部ひだまりねっ	1	メイクボランティア 施術者4名
5月18日	小郡ふらっとコミュニティひより	小郡ふらっとコミュ	2	メイクボランティア 施術者3名
6月10日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	2	メイクボランティア 施術者3名
6月19日	令和4年度総会	スタジオセンス	5	総会
7月6日	メイク女子会	宇部ひだまりねっ	1	メイクボランティア 施術者2名
7月21日	山口市ボランティア協議会視察研修	宇部市内	1	
7月29日	防府 夢のみずうみ村	夢のみずうみ村	2	メイクボランティア 施術者7名
8月21日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	5	研修会・会員定例会
	紹介動画撮影			
10月16日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	6	研修会・会員定例会
	紹介動画完成 お披露目会			
12月12日	防府 夢のみずうみ村	夢のみずうみ村	3	メイクボランティア 施術者4名
12月18日	クリスマス会	スタジオセンス	6	

開催月日	行事名	開催場所	参加人数	内容
2月6日	『イエ———イ写真』写真家橋田龍馬コラ	夢のみずうみ村	10	メイクボランティア 施術者10名
2月19日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	3	研修会・会員定例会
令和5年度(2023)～コロナ禍4年目				
4月2日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者6名
4月3日	防府 夢ハウス丸山 初	夢ハウス丸山	1	メイクボランティア 施術者7名
4月16日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	3	研修会・会員定例会
6月7日	山口ロータリークラブからロータリー賞受賞			
6月14日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者2名+学生3
6月18日	令和5年度総会	スタジオセンス	8	総会 ゲスト/中村信子先生
7月17日	防府 夢ハウス丸山	夢ハウス丸山	2	メイクボランティア 施術者1名
8月2日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者1名
8月10日	吉南薬剤師会 講演	山口市小郡	1	参加者70名
8月20日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	7	研修会・会員定例会
9月11日	防府 夢のみずうみ村	夢のみずうみ村	1	メイクボランティア 施術者1名
10月4日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者1名
12月7日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者1名
12月17日	クリスマス会	スタジオセンス	5	
2月7日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者1名
2月18日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	7	研修会・会員定例会
3月11日	グループホームおいでませ	おいでませ	4	メイクボランティア 施術者5名
令和6年度(2024-2025)				
4月17日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	2	メイクボランティア 施術者1名
4月22日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	7	研修会・会員定例会
6月12日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者1名
6月16日	令和6年度総会	スタジオセンス	6	総会
8月7日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	2	メイクボランティア 施術者1名
8月18日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	4	研修会・会員定例会
8月20日	小鯖小学校しょうだ学級	小鯖小学校	1	ストラップ作り/セルフマッサージ
8月24日	ワークショップ出店	ホンダカーズ光東	2	ハンドマッサージ
10月9日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者1名
10月11日	親子イベント出店	ホンダカーズ光東	1	ハンドマッサージ
10月20日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	4	研修会・会員定例会
10月24日	ボランティア功労者(会員)団体授賞式	県総合保健会館	1	山口市社会福祉協議会
11月18日	第2回特別講演会	パルトピア山口	5	山口大学大学院教授堤雅恵
11月19日	山口ボランティア協議会交流会	県総合保健会館	1	
12月11日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	4	メイクボランティア 施術者1名
12月12日	ワークショップ出店	ホンダカーズ光東	2	ハンドマッサージ
12月15日	クリスマス会	スタジオセンス	8	ヨガ講師平山英子先生 椅子ヨガ
2月12日	宇部ふらっとコミュニティ	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者1名
2月16日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	5	研修会・会員定例会
3月24日	きわなみケアファミリー	わなみケアファミリ	5	メイクボランティア 施術者5名
令和7年度(2025-2026)				
4月2日	宇部ふらっとコミュニティひだまり	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者1名
4月20日	令和7年度総会	スタジオセンス	7	総会
4月21日	夢ハウス湯田	夢ハウス湯田	5	メイクボランティア 施術者5名
4月23日	赤い羽根助成金交付式	県社会福祉会館	1	
5月26日	夢のみずうみ村 防府	夢のみずうみ村 防府	10	メイクボランティア 施術者5名
5月27日	山口松風館高等学校	松風館高校	5	メイクボランティア 施術者5名
6月11日	宇部ふらっとコミュニティひだまり	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者4名
6月16日	令和7年度総会	スタジオセンス	6	総会
8月20日	宇部ふらっとコミュニティひだまり	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者1名
8月23日	阿知須学習支援教室スマイル	支援教室スマイル	3	メイクボランティア 施術者3名

開催月日	行事名	開催場所	参加人数	内容
8月24日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	6	研修会・会員定例会・写真家くっさん
8月25日	小郡ふらっとコミュニティひより	小郡フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者1名
9月8日	小郡ディサービス空音	小郡ディサービ	8	メイクボランティア 施術者8名
9月22日	周南ふらっとコミュニティひなた	周南フラットコミュ	2	メイクボランティア 施術者2名
10月8日	宇部ふらっとコミュニティひだまり	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者1名
10月19日	メイクセラピー講座・会員定例会	スタジオセンス	5	研修会・会員定例会
12月1日	ビューティー&ヘルスフェア	パルトピア山口	10	メイクボランティア 施術者10名
12月3日	宇部ふらっとコミュニティひだまり	宇部フラットコミュ	1	メイクボランティア 施術者1名
12月5日	小郡ふらっとコミュニティひより	小郡フラットコミュ	5	メイクボランティア 施術者5名
12月21日	クリスマス会	スタジオセンス	6	

2025/12/31	現在	
	研修会・定例会 開催数	85回
	メイクボランティア 訪問回数	101回
	メイクボランティア 述べ市民参加者数	522人

※2018/夏 山口ゆめ花博 総括
・ハンドマッサージ 325人
@300 計97,500円
・開運メイク66人
@500 計33,000円
計 130,500円

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人きらめ輝山口

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの早期開設を目指す。
- ・新規会員の増強を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
① 山口県内における高齢者、障がい者及び子育て中の母親等に対して、メイク及びリラクゼーションケア等を通じたボランティアに関する事業	・地域内のグループホームなど高齢者施設や障害者施設、ひきこもり当事者向け施設等を訪問し、メイク及びリラクゼーションケア等を通じた心身のケアを行う。 ・要望に応じて「笑いヨガ」も併せて実施する。	(A)年6回(基本的に偶数月に行う。要望次第で奇数月もあり) (B)地域内施設 (C)数名～20人	(D)施設利用者及び施設従事者 (E)不特定多数	142
② 社員向け勉強会並びに新規入会者向け指導事業	・社員や活動に興味がある市民に対して、最新のメイク及びリラクゼーションケアの勉強会を開催する。	(A)年6回(偶数月に行う。) (B)スタジオセンス (C)数名	(D)社員及び活動に興味がある市民 (E)数名	20
③ 専門家等を招聘した講演会事業	・大学、行政、他の特定非営利活動法人に所属し、メイクケアに関する研究や実務に携わっている方々を招き、講演会を開催する。	(A)年1回(1月に開催する。) (B)セントコア山口 (C)5人	(D)メイクケアに関心がある市民 (E)30人	—

令和 9 年度
事業年度の事業計画書

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人きらめ輝山口

1 事業実施の方針

- ・ 設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・ 本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの早期開設を目指す。
- ・ 新規会員の増強を図る。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千 円)
① 山口県内における高齢者、障がい者及び子育て中の母親等に対して、メイク及びリラクゼーションケア等を通じたボランティアに関する事業	・ 地域内のグループホームなど高齢者施設や障害者施設、ひきこもり当事者向け施設等を訪問し、メイク及びリラクゼーションケア等を通じた心身のケアを行う。 ・ 要望に応じて「笑いヨガ」も併せて実施する。	(A)年 6 回（基本的に偶数月に行う。要望次第で奇数月もあり） (B)地域内施設 (C)数名～20 人	(D)施設利用者及び施設従事者 (E)不特定多数	142
② 社員向け勉強会並びに新規入会者向け指導事業	・ 社員や活動に興味がある市民に対して、最新のメイク及びリラクゼーションケアの勉強会を開催する。	(A)年 6 回（偶数月に行う。） (B)スタジオセンス (C)数名	(D)社員及び活動に興味がある市民 (E)数名	20
③ 専門家等を招聘した講演会事業	・ 大学、行政、他の特定非営利活動法人に所属し、メイクケアに関する研究や実務に携わっている方々を招き、講演会を開催する。	(A)年 1 回（1 月に開催する。） (B)セントコア山口 (C)5 人	(D)メイクケアに関心がある市民 (E)30 人	—

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人きらめ輝山口
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	40,000		
賛助会員受取会費	0		
勉強会会費	15,000	55,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
財団法人助成金	200,000	200,000	
4 事業収益			
事業収益	5,000	5,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			260,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
謝金	18,000		
人件費計	18,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	24,000		
消耗品費	100,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他	0		
その他経費計	144,000		
事業費計		162,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
消耗品費	20,000		
支払利息	0		
その他	52,000		
その他経費計	72,000		
管理費計		72,000	
経常費用計			234,000
当期経常増減額			26,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			26,000
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			26,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人きらめ輝山口
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	40,000		
賛助会員受取会費	0		
勉強会会費	15,000	55,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
.....	0	0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		
財団法人助成金	200,000	200,000	
4 事業収益			
事業収益	5,000	5,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
.....	0	0	
経常収益計			260,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
謝金	18,000		
人件費計	18,000		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
旅費交通費	24,000		
消耗品費	100,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
.....	0		
その他経費計	144,000		
事業費計		162,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
.....	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	0		
旅費交通費	0		
消耗品費	20,000		
支払利息	0		
その他	52,000		
その他経費計	72,000		
管理費計		72,000	
経常費用計			234,000
当期経常増減額			26,000
III 経常外収益			
1 固定資産売却益		0	
.....		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損		0	
.....		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			26,000
前期繰越正味財産額			26,000
次期繰越正味財産額			52,000

※ 当該年度はその他の事業の実施を予定していません。